入札公告

福島県県中児童相談所給食業務委託について一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

令和6年 3月11日

福島県県中児童相談所長 坂詰 健一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量 福島県県中児童相談所給食業務委託
 - (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による
 - (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
 - (4) 履行場所 福島県県中児童相談所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去2年間に類似の給食業務履行の実績がある者であること。
- (3) 本件公告の日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は 指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 福島県が実施した入札及び見積合わせにおいて、契約相手方に決定した後、契 約を辞退する等の事由により契約を締結しなかった者で、その事実があった後2 年を経過しない者

- イ 福島県との契約において、業務を適正に履行しなかった者で、その事実があった後2年を経過しない者
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者、若しくは申立てをなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者、若しくは申立てをなされている者にあっては当該手続き開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (6) 令和4年4月1日以降に食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定による 営業の禁止又は停止の処分を受けていない者であること。
- (7) 調理師法(昭和33年法律第147号)に規定する調理師の資格を有する者又は栄養士法(昭和22年法律第245号)に規定する栄養士の資格を有する者を1名以上従事させることができる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書に、2に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年3月11日(月)~18日(月)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)午前9時から午後4時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号 963-8041

郡山市富田町字町田3番地 福島県県中児童相談所

電話024-935-0611

なお、郵送により提出する場合は、令和6年3月15日(金)午後4時30分まで必着とする。

※担当者が不在になる場合もあるため、必ず事前に連絡をすること。

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年3月21日(木) 13時30分
- (2) 場 所 福島県県中児童相談所 会議室
- (3) その他 指定する日時及び場所に持参により提出すること。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県県中児童相談所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す 入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和6年4月1日以降で予算の執行が 可能となったときに、入札の効力が生じる。

9 その他

(1) 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある ときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、 消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約 希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること

- (2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県県中児童相談所

電話番号 024-935-0611

ファクシミリ 024-935-0618